

和歌山市（平成 21 年 4 月 16 日から）

対象建築物			特定工程 (1)	特定工程後の 工程 (1)	特定工程 (2)	特定工程後の 工程 (2)
一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）、長屋又は共同住宅（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の適用を受ける共同住宅を除く。）のうち、住宅の用途に供する部分（新築、増築又は改築に限る。）の床面積の合計が 50 ㎡を超えるもの	階数が 2 以上	木造	—————		構造耐力上主要な部分の工事	壁の外装工事又は内装工事
	主要構造部が鉄骨造、鉄筋コンクリート造（プレキャストコンクリート造を含む。）又は混構造（木造と鉄骨造、木造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造）で階数が 2 以上 4 以下	鉄骨造	—————			
		鉄筋コンクリート造	基礎配筋工事	基礎コンクリート打設工事	—————	
		木造と鉄骨造の混構造	—————		構造耐力上主要な部分の工事	壁の外装工事又は内装工事
		木造と鉄筋コンクリート造の混構造	基礎配筋工事	基礎コンクリート打設工事		
	鉄骨造と鉄筋コンクリート造の混構造	基礎配筋工事	基礎コンクリート打設工事			

適用除外 建築基準法第 18 条又は第 85 条の適用を受ける建築物